

## あきる野市観光施設指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」、「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

### 1 審査対象団体

あきる野市観光協会（以下「観光協会」という。）は、市の観光行政及び地域経済を支える重要な組織であり、観光事業の振興、観光資源の保全、観光客の誘致、観光施設の充実改善、観光施設の管理運営などの事業に積極的に取り組んでいる。具体的な活動としては、とうろう流し及び芋煮会と伝統漁法のイベントを主催し、夏まつり、ヨルイチ、百日紅まつり、産業祭、日本山岳耐久レースなど多くの観光関連事業を支援するとともに、市の観光トイレの維持管理、南沢あじさい山及び養沢川のホタルなどの観光に際して、安全管理などの支援を積極的に行っている。

河川公園等の管理運営については、従前から委託を受け、平成18年度からは指定管理者として、協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っており、施設の利用状況及び利用料金収入は、平成23年度に台風や悪天候などの理由により一時的に減少したものの、秋川渓谷周辺がメディアに多く取り上げられたこともあり、収支状況等は良好な状態である。この間、バーベキューの直火禁止、市が所有する施設内の公衆トイレの光熱水費等の負担や修繕等の維持管理を自主的に行うなど、清流秋川の水質保全や施設整備に積極的に取り組み、利用者の利便性の向上を図っており、指定管理者としての実績は評価できる。また、団体の経営状況等は、平成24年度事業報告書及び収支決算報告書の状況から、安定的かつ継続的なサービスが認められる。

以上のように、観光協会は、市の観光行政に大きく貢献し、市と協働で観光まちづくりを支え、良好なサービスの提供に継続的に努めてきた実績があり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、観光協会を指定管理者として指定し、候補者の審査の対象団体を観光協会とする。

(参考)

河川公園等の利用者数及び売上額一覧表

年 度	利用者数 (人)	売上額 (円)
平成20年度	約92,000	66,606,970
平成21年度	約92,800	72,957,760
平成22年度	約96,900	75,568,000
平成23年度	約88,500	69,315,000
平成24年度	約96,100	77,180,000

## 2 観光施設の概要

河川公園等は、河川管理者から市が河川占用の許可を受け、観光客の利便性と河川環境保全を目的にバーベキュー場としてトイレ、水道施設及び洗い場を整備している。

### (1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
秋川橋河川公園	あきる野市留原 750 番地の 1 先から 871 番地の 3 先までの河川右岸
第 1 水辺公園リバーサイドパークの谷	あきる野市引田 776 番地
第 4 水辺公園秋川ふれあいランド	あきる野市小川 1343 番地 101

### (2) 施設の規模

名 称	規 模
秋川橋河川公園	公園総面積 22,729.81 m <sup>2</sup>
第 1 水辺公園リバーサイドパークの谷	公園総面積 9,829 m <sup>2</sup>
第 4 水辺公園秋川ふれあいランド	公園総面積 7,912 m <sup>2</sup>

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用等に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 環境保全協力費等の徴収に関すること。
- (4) 施設の利用促進を図るための企画実施に関すること。
- (5) その他設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること。

## 4 指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで(3年間)

## 5 指定管理者の指定管理料

なし

## 6 提出書類

観光協会は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成25年9月17日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とし、(1)及び(2)の書類は、各施設について作成すること。

### (1) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ア 事業報告書の写し（平成23年度及び平成24年度）
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（平成23年度及び平成24年度）
  - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など
  - ・ 収支予算書の決算状況など
- ウ 団体の現在の事業内容（平成25年度事業計画書及び収支予算書）

### (2) 事業計画書

- ア 団体の経営方針について
- イ 施設の運営方針について
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
  - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成26年度～平成28年度）
- エ 施設の管理運営について
  - ・ 事業計画書（平成26年度～平成28年度）
- オ 人員体制について
  - ・ 職員の配置計画
  - ・ 職員の研修計画
- カ 収支見込みについて
  - ・ 収支予算書（平成26年度～平成28年度）
- キ 個人情報保護対策及び情報公開について
- ク 苦情処理体制について
- ケ 危機・安全管理体制について
- コ 地域や市内事業者、他施設等との連携について

### (3) 団体の経営状況について

- ア 規約
- イ 団体の事業計画書及び収支予算書（平成24年度）
- ウ 役員名簿

## 7 候補者の審査方法

### (1) 候補者の審査方法

観光協会から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

## (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、観光協会からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

## 8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			
11	危機・安全管理体制について			
12	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
13	団体の経営状況について			
評価合計				

## 9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、観光協会を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

## 10 審査結果

選定委員会の審査結果については、観光協会に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。